

グローバルビジネス学会 会則

第1章名称

第1条 本会はグローバルビジネス学会 (Society of Global Business) と称する。

第2章目的

第2条 本会は、グローバルビジネスに関する研究発表、知見や知識の交換、会員相互および内外の関連学会と連携強化を図ることにより、国内経済の活性化はもとより、世界経済の発展に寄与することを目指す。

第3章事業

第3条 本会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 全国大会、研究会、講演会、シンポジウムの開催
2. 会員の研究成果の報告、刊行
3. インターネットなどの多様なメディアを通じて内外の研究者との迅速な交流
4. 諸外国の関連学会・機関との連携
5. 調査・研究支援
6. 教育・普及事業
7. その他、常任理事会において必要と認めた諸事業

第4章会員

第4条 本会は、グローバルビジネスに関心をもつ、内外の研究者および実務家によって組織する。なお、個人会員・学生会員の議決権は各々1票、法人会員の議決権はその代表者による1票、賛助会員の議決権はその代表者による1票とする。

第5章会計年度

第5条 本学会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章入会

第6条 本会への入会は、常任理事会の承認によって決定する。

- ② 本会の会員は会費を納入するものとする。会費については別に定める。
- ③ 会員は、本会の各種事業に参加することができる。

第7章賛助会員

第7条 本会には、賛助会員を置くことができる。賛助会員とは、本会の主旨に賛同する個人または団体を指し、常任理事会の議を経て、会長によって委嘱される。

- ② 賛助会員は、別途定める権利を有する。
- ③ 賛助会員は、所定の会費(3口以上)を納めなければならない。

第8章 退会・休会

第8条 本会を退会しようとする会員は、書面により常任理事会に届け出なければならない。

- ② 継続して3年以上会費を滞納した会員は、原則として会員の資格を失う。
- ③ その他、本会の名誉を汚す行為を行なったものに対しては、常任理事会の決議によって退会を勧告することができる。
- ④ なお、会員のうち公務就任、海外勤務等により1年以上にわたり学会活動が不可となる見込みの者については、その間、常任理事会の決議により休会することができる。

第9章 役員

第9条 本会には次の役員を置く。

- 1. 会長…1名
- 2. 理事長…1名
- 3. 副会長…1名
- 4. 常任理事…8名以内
- 5. 理事(常任理事を含む)……………15名以上
- 6. 評議員
- 7. 監事……………2名以内
- 8. アドバイザリーボード

第10条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

第11条 副会長は、会長を補佐して本会の会務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

第12条 理事長は、常任理事を代表し、本会の研究活動を掌理する。

第13条 常任理事は、会長及び副会長を補佐して本会の業務を分担して掌理する。

第14条 理事は、常任理事を補佐する。

第15条 評議員は、研究活動に関して理事を補佐する。

第16条 監事は、学会の財産の状況、役員の仕事執行の状況を監査する。

第17条 アドバイザリーボードは、理事長が委嘱し、会長その他の役員との諮問に応じ又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

第18条 役員に欠員が生じるときには、それぞれの選出方法に準じて、速やかに補充するものとする。

第19条 役員の仕事期間は3年とし、再任を妨げない。

- ② 任期中で補充された役員の仕事期間は先任者の残任期間とする。

第 10 章 総会

第 20 条 会員総会を毎年 1 回開催し、次の事項を審議する。

1. 会務及び会計報告
2. 常任理事会の提案に基づく会則の改正
3. その他、本会の運営に関する重要議案
4. 会員総会の議長は会長または会長の指名する者が務める。
5. 会長は、必要と認めるときは、常任理事会の議を経て、臨時総会を招集することができる。

第 11 章 常任理事会

第 21 条 常任理事会は、会長、理事長、副会長、常任理事をもって構成し、本会則に定めるもののほか、会務の執行に関する必要事項について審議、決定する。

第 12 章 理事会

第 22 条 理事会は、会長、理事長、副会長、常任理事、理事をもって構成し、総会報告事項について審議、決定する。

第 13 章 評議員会

第 23 条 評議員会は、評議員により構成され、研究活動に関して理事会を補佐すべく、随時これを開催する。

第 14 章 部会

第 24 条 本会の事業を推進するため、常任理事会の決議によって部会を設置することができる。

- ②部会の部長は常任理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- ③部長の任期および補充については、役員に関する規定を準用する。
- ④部会は他の法人との共催事業をする場合、一部又は全部を委託・受託することができる。

第 15 章 委員会

第 25 条 本会の事業を推進するため、常任理事会の決議によって各種委員会を設置することができる。

- ②委員会の委員は常任理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- ③委員の任期および補充については、役員に関する規定を準用する。

第 16 章 議決

第 26 条 本会則に定める会議における議決は出席議決権者の過半数の票決によって行う。

②賛否同数の場合は議長の決するところによる。

第 17 章事務局

第 27 条 本会には事務局を置く。

付 則

第 1 条 本会は、2012 年 4 月 1 日をもって設立される。

第 2 条 本会の事務所は、東京都新宿区四谷4-34 新宿御苑前アネックス2Fに置く。

第 3 条 本会の設立当初の役員は、第 8 条から第 17 条の規定に関わらず、別紙役員名簿の通りとし、これらの役員の任期は、2015 年 3 月 31 日までとする。